

神吉神社総代会規約

神吉神社総代会（以下総代会と称する）は、神吉神社護持運営するとともに、さらなる発展を期し、必要な祭事の執行、神社施設の改修及び経費等について協議し、執行するために必要な規約を以下のとおり定めるものとする。

（目的）

第1条 総代会は、町内会と協力し、伝統的な神吉神社の護持運営と神道文化の浸透を図るとともに祭事等を通して、氏子及び地域の発展に寄与するものとする。

（組織）

第2条 総代会は、町内会長、宮総代5名で組織する。

2 宮司は神吉八幡神社の宮司とする。

3 各総代の任期は、2年とする。また、再任は妨げないものとする。

（役職）

第3条 総代会には、総代の互選により会長1名をおくものとする（会計は会長兼任とする）

2 総代会の承認により、必要に応じて顧問をおくことができる。

3 会計監査は町内会の会計監査が兼ねる。

（役職の任務）

第4条 会長は、総代会の会務を司り、総代会を招集するものとする。

2 会計は、一般会計を監理する。

3 監査は、一般会計の適正な執行を監査する。

（総代会議）

第5条 定期総代会及び臨時総代会において、祭事の執行、神社施設の改修、及び経費、神社財産に関する事項、その他必要な事項を審議決定し、執行するものとする。

2 総代会は、3分の2以上の出席で成立するものとする。

3 決定については、出席者の3分の2以上の賛同によるものとする。

4 執行決定にあたっては、町内会長の意向を最大限に尊重する。

（経費）

第6条 総代会は、別に定めるところにより神吉神社の護持運営に関する経費を負担するものとする。

2 会計は、一般会計とする。

3 会計期間は、4月1日から翌年の3月31日とし、執行する。

（祭事）

第7条 総代会は、神吉神社の年中祭事として、大晦日祭、元旦祭、トンド祭り、相撲大会、秋季例祭等を斎行するものとする。

2 その他、必要な祭事は協議する。

第8条 神吉神社の収入は下記による。

- 1 町内会の徴収による神饌料の内、神吉神社に対する納付
- 2 賽銭・神符代
- 3 寄付

(附則)

(施行期日)

○この会則は、平成22年7月1日から施行する。